

福地櫻痴と主權論争

田 畑 忍

主權在君説と國體・政體峻別論は帝國憲法草案起草者たち（伊藤・井上・伊東・金子）の強調せし主權論であるが（拙稿「憲法草案起草者たちの國家思想」参照）、然し其の前驅者又は初期主張者として福地源一郎の存在することを看逃すことができない。

福地の主權在君説及び國體・政體峻別論は、寧ろ帝國憲法草案起草者たちの斯かる理論以上に透徹したるものとして評價し得る。彼がとくに憲法又は國家學を専攻したるものでなく、たゞ「英米の政治論」と「英佛の歴史」（福地櫻痴「懷往事談」一四四頁参照）を愛讀せしものたるに拘らず、かくの如くであつたのは何故であるか、と言ふことは興味ある問題である。私見によれば、それは直かに彼の語學力や漢學等の素養によるのではなくて、おそらくは彼の稀有の奇才と聰明とを藏する其の頭腦と、かくして又幕末史に對する徹底した其の理解との然らしめしところであると思ふ。然しもちろんそれ以上の吟味も必要であろうが、こゝには省略する。とにかく、それ程の彼は才物であつて、一を聞いて百を知るところではなく、見えざるに見る明と聞えざるに聞くの聰とを有してゐたと稱せられている。

福地源一郎は櫻痴と號し、諱を萬世と稱し天保二年長崎に生れた。父は漢學の造詣極めて深き儒醫の福地苟庵である。源一郎は七歳にして外師長川東洲より漢學を學び、すでに十二歳のときに「皇朝廿四孝傳」を著した。また、十五歳にして和蘭陀大通辭名村八右衛門に付て蘭語を學び、のち江戸に出でて森山多吉郎の塾生となりて英語を學ぶこと一年有半、すでにして業成り通辯御用雇として幕府に出仕し、爾來累進して御目見以上の士分に列した。かゝるうちに、通辯官として再度幕府の海外使節に隨從したが、二度目の渡歐の際フランス語と國際法を學び來つた。加之、パリに在る東洋アメリカ人種學會の會員となり人類學の研究に手を染めたのであるが、「これは恐らくは日本人の人類學・人種學に關係してをる始めだらう」(「新舊時代」一ノ四、鳥居龍藏「人類學と福地源一郎先生」といふ事である。

彼は夙に開國佐幕論を主張し、又フランス流の民權自由論を抱懷して、「懷往事談」で言つてゐるように、「第一の極端保守と第二の極端進歩とは」常に彼の「胸中に衝突して往來消長をなし」たが、幕府の壊滅に際しては佐幕的主戰論を把りて動かなかつた。即ち、眼中徳川氏のみありて「國家と云へる觀念も國體と云へる分別も」その「胸中に無く」、幕議が降伏に決定するに及んでは、すでに西洋に新聞のある事を知つてゐたので、條野・廣岡・西田の三人と江湖新聞を起して尙ほ開國佐幕を唱へ、反・薩長論を主張して止まなかつた。ために官軍に捕へられて危く斬罪に處せられんとしたが、救命運動をなすものがあつて(條野・杉浦・木戸孝允等)釋されることを得た。のち翻譯に従事したまた戲譯に従事したまた戲作の筆をとり、また日新舎と稱する英佛語塾を興したが、明治三年澁澤榮一の紹介により伊藤博文に用ひられて明治政府に出仕するにいたつた。やがて木戸・井上・山縣

の知遇を受けて其思想は次第に穩健となつた。即ち政府的御用學的となりて君主主義漸進主義を取るにいたつた。然し舊幕臣としての意識は終始これを失はなかつたと言ふことができよう。翌四年には伊藤に隨從して渡米し會計經濟にかんする調査に當り、六年岩倉大使に從つて四度目の洋行の際には命を受けてエヂプトの混成裁判制度及びギリシヤ及びトルコの裁判事務を視察して、七年に歸朝した。然るに歸朝するや恰かも征韓論のために動搖しつゝある政局に慊らざるものを感じ、又彼の最も信頼する木戸も空位にあつたので、間もなく官を辭して日報社の社長となり東京日々新聞の主筆となつた。當時、報知新聞には栗本鋤雲があり朝野新聞には成島柳北があり彼と鼎立して明治初期の新聞界を牛耳つてゐた。即ち彼は十四年間其の職に在つてこれを御用新聞として九鼎大呂の聲價あらしめた。殊に十七・八年までの其の論説は天下の事物を殆んど左右する力をもつてゐたと稱せられてゐる。然かも其の間に於て、木戸に從つて或ひは地方官會議の書記官となり、又西南役に從軍して戰況を上奏し、或ひは東京商法會議所を創設して副會頭に押され、更に東京府會議員となりて議長に選ばれ、來朝せる米大統領グラントの接待委員となり、或ひは又東京株式取引所を設立した。加之、御用新聞記者を以て任ずる彼は明治八年板垣等の民選議院設立建白書に對する加藤弘之の尙早論を援助し、又明治十四年以來君主主義論を唱へて民論に對抗し、また十五年にはすゝんで帝政黨を明治日報社長の丸山作樂・東洋新報社長の水野寅次郎及び大東日報の羽田恭輔・西川甫等とともに組織し、御用黨を標榜して自由黨及び改進黨に對峙したが、却つてこれを迷惑なりとした政府の冷淡と野黨の攻撃を受けて、翌十六年にはこれを解散した。かくの如く帝政黨の忽起忽仆のために彼は世の信用を失墜し、官吏又益々冷淡となりて、其の主宰する新聞も漸やく不振の色を顯はすにいたつた。かくて、彼は二十年にいたりて社長の地位を關直彦に譲りて退隱した。

御用黨に失敗し又御用新聞にも失敗した彼は、のち演劇改良を唱へて歌舞伎座を創立し、又小説脚本の著作に

従事して餘生を送つたが、歌舞伎座に上演した脚本はその數三十七篇と稱せられ、政治小説社會小説も亦實に莫大の量に富んでゐるのである。然るに明治三十七年再びまた政界に志を伸ばさんとして代議士となり憲政本黨に入つたが、すでに二豎におかされてゐた彼は三十九年一月四日六十六歳を以て遂に歿し去つた。彼は自ら江東第一風流才子と稱した如く、自重を怠りて遊蕩と豪華を愛し、且又強固なる意思と高邁なる見識とを欠缺してゐた觀がある。かくて、彼の生涯は其の溢るゝが如き「俗才」に興り、又其の「俗才」に誤まられて、所謂轆轤不遇のうち終末にいたつたものと評せられる。然し一面、彼は頗る謹嚴で禮儀正しく、且つ深切心に富んでゐたと稱せられてゐる。ために、天下具眼の士は彼の政敵と雖、一代の才人にして餘りにも好人物たりし彼に對する同情を決して吝まなかつたのみならず、彼の後來の知己（柳田泉）は「仙骨」を「大俗」に包んだものとして高く評價してゐる。しかのみならず又其の才筆のほとばしるところ幾多の文業を残してゐるのである。夥しい其の小説脚本以外の著書としては、「幕末政治家」「幕府衰亡論」「長崎の三百年間」「懷往事談」「新聞紙實歴」等があり、就中「幕府衰亡論」は福地の傑作と稱せられてゐる。これらの文業はいづれも晩年の作であるが、初期の著譯としては「那破倫兵法」（慶應三年）「外國事務」（明治元年）「外國交際公法」（明治二年）「官版會社辯」（明治四年）等があるが、然し其の主權在君思想はこれらの著譯に求めることはできない。たゞ「懷往事談」及び「新聞紙實歴」と、其の東京日々新聞に執筆した幾多の論策にこれを見出し得るのみである。然かも、彼の最も得意とした文章はこの種の時事論であつて、史論や文學は其の失脚後の寂寥を自ら慰むるために執筆せられしものにすぎず、寧ろ其の長所ではなかつた。また軍人勅諭の草案は西周及井上毅の協力にもよるが、主として彼の文章に成ると言はれてゐる。かくして、就中、彼が東京日々新聞に執筆した數々の主權論は不朽の文章としてこれを評價せらるべきものであらねばならない。

また、たゞに彼は文章の雄(註)たるのみではなく、潑刺たる口調の雄辯と政治的力量とをもつてゐたと稱せられるのであるが、其の方面に大を成すことは彼の才と風流とがこれを妨げた。私は思ふ、彼には「君主論」の著者であるイタリーのマキャヴェリを聯想させるものが多いのであると。

(註) 彼の文章は達意を其の特色とするが、この達意の文章を其の少年時代に愛讀した徳富蘇峰は、彼の文章に付て「豊麗にして明朗なる、優婉にして多趣なる、時に或は一嗟一嘆、一低一昂、風神珊々、殆ど歐陽公五代史の墨を摩するものありき」と言ひ、「氏が文章の風調に富み、之を誦するに於て、自然の節奏に合ひ、啾啾婉轉たるは、氏が平家物語、太平記より得來りたる特色にして、氏が壇上の一ならむ」(「蘇峰文選」と言つてゐる。また徳富・朝日名の文章も未だしとした陸羯南も福地の文章には頭を下げて、「アク抜け」のした「ドコとなく旨味のある文章」で「當代の第一流」であると言つてゐる(「明治文化」五ノ九、大橋鐵太郎「羯南先生の事共」)。また福地は頗る健筆であつて「其の得意の才筆をもて電撃風馳の文を行ふ。眞に立地に數千百言、稿紙の飛ぶこと紛々として雪片之れ似たりとは、決して誇張の言でない」(塚原澁柿園)と言はれてゐるが、その福地も岸田吟香の敘事文には全く感服してゐたと自ら言つてゐる。

三

既述の如く、福地は東京日々新聞の主宰者たること十四年、更に其の間に於て帝政黨を結成し、常に漸進的立憲君主主義の立場に立ちて、明治政府の政見にして彼の同意する問題は自ら進んでこれを贊助し、且つ代辯せんとした。然るに、彼のかくの如き態度にも拘らず、政府に十分の理解なく、「其實は余が獨立の意見を以て時事を論じたるに過ぎざれば時としては知己の諸公の所爲と雖ども余が是執する所に反すれば遠慮なく其是非得失を論じて憚る所あらざりき」(「新聞紙實歴」一九一頁、尙ほ二〇五頁以下参照)、と言へる如くであつた。彼が後述の如く國約憲法を主張したこともそれを實證するものであるが、殊に北海道開拓使官有物拂下問題起るに及んで

彼は敢然として政府に反對した。かくて世人は彼が激烈なる民權論に左袒するにいたつたかと思つた程であると言ふ。即ち、彼は「好しさらば余は一個の筆を以て大に國家の爲に試る所あるべきぞと決心し事もし過たば、余が一身は云ふも更なり我一社をも擧て犠牲に供するの覺悟にて大に時事の非なるを論じ到底この時勢に及びては速かに憲法を制定せられ國會を開設せらるゝに非ざれば今日の敗類を收拾して國家を完全ならしむるを得ずと議し是を將て唯一の治安策と確信して切論したりしに世論は大に是に同意を表したるが如くなりき。而して東京日々新聞が余の主宰中に尤も旺盛を極めたりしも亦實に此時にありき」(「新聞紙實歴」二〇七頁)と言つてゐるのである。

然しながら、福地が終始漸進的立憲主義を持して動かなかつたことは前述の如くである。彼はかやうな政治的立場を取るにいたりしことに就て、次ぎの如くに言つてゐる。曰く「若し余をして此諸公(木戸・伊藤等を指す——筆者註)の心事を知る事なく又歐米諸國にて政治上に實驗ある名士の説を聞く事なからしめば余は躍如として彼諸論者と共に激烈の根本革新説に同意したるならんが、余は此三四年間親しく諸公に親炙して諸公の眞意は決して薩閥政府を喜べる者に非ざるを知れり、諸公が立憲政體を漸次我國に行はんとするの期望を有せるを知れり、殊に木戸侯の國會開設議を政府に建白せられたるは民選議院建白の前に在る事を知れり余は屢々歐米の現實を見聞して民主主義の利弊如何を知得たり、自由の語は假りて以て如何なる暴戾をも行ひ得べきの恐あるを知得たり是れ實に余が東京日々新聞の主筆たるの初より夙に漸進主義を執りて以て急激なる革新説に反對し我國に國會を開設するは同論なりと雖ども先づ民會町會を起し夫より府縣會を起し夫よりして國會に及ぼす可し是漸進の手段なり。他の直ちに國會を開設すべしと云ふが如き急進論は余が決して興せざる所なりと論じたり、又自由に關しても參政の自由もさる事ながら、先づ身體の自由人文の自由を漸次に伸張して溫和の進路に就くこと肝要な

りと論じたりき。是に由て諸新聞記者は皆余を目して政敵と爲し保守論者の名を以てし終に政府の爲に辯護の勞を執る所の御用新聞記者の名稱を下すに至りき」「新聞紙實歴」八九—一九〇頁)、と。

而して、其の漸進主義的立憲君主主義の中心をなすものは主權在君說であり、國體・政體峻別論であつて、彼が帝政黨を組織したのも其の思想史的意義からすれば、其の主權論の勝利を目的とせしものであつたと言ふことができるであらう。即ち、大體に於て主權在民說を唱へる自由黨、主權は君主と議會との間にあると主張する政黨に對して、彼の帝政黨は主權は君主に在るとの主張を展開せんとしたのである。換言すれば、かゝる三政黨は主權論争と並行して出現したものであると言ふこともできる。もちろん然し、主權論争は民權論争とともに歸するところは憲法制定論争にほかならないものであつて、それは先づ憲法制定必要論とともに、自由民權運動に伴つて國會開設是非の論争として、火蓋をきつたものと言ふことができるのである。

國會開設是非の論争に於ける福地の立場は言ふまでもなく、漸進主義の立場であり漸進的立憲主義の立場であつて、加藤弘之の國會開設尙早論(拙著「加藤弘之の國家思想」参照)に對する贊成論として現れしものである。而して、それは彼の東京日々新聞入社の前に始つてをり、猫尾道人の筆名を以て主として報知新聞に發表し、次に吾曹子として東京日々新聞に健筆を振ふにいたつたものである。例へば、彼は「吾曹は深黙して歴史に徴するに古より急進を以て方向とする國民は其政體の異同を問はず皆國安を永久に維持すること能はず」と言ひ、これ「歐米の老練なる政事家の公說にして、此政事家の方向とする目的は必らず漸進に在るを以て屈竟の根據とすることを得べし」となし、又政府はよろしく「漸進に方向を轉じ我が人民をして實務の開化を移植することを得せしめば、日本政府は善く急進を活用したり後世までも其榮を傳ふるべし」(東京日々新聞、明治七年十二月六日)と論じてゐるのである。

これによつて、我々は彼の漸進主義を知ることができ、又其の漸進主義は政府に向つて主張されてゐるが如くに見えるのである。然し、事實は維新の大號令以來只管に急進主義を取り來りし政府が、すでに其の時には漸進主義に方向を轉じてゐたのである。即ち政府にとりてはこれを理由づける理論を必要としたる際であつた。かかる際に於て、最初過激なる天賦人權論を唱へし加藤弘之が先づ起つて、逆に板垣等の急進主義的國會開設論を反駁し（拙著「加藤弘之の國家思想」及び拙稿日本評論社版「强者の權利の競争」解題参照）、福地等もまたそれに加擔して政府の立場を援護したのである。又、其の漸進主義が立憲主義を基調とするものなることはもちろんであるが、明治八年立憲政體の詔の渙發に當り、彼は「民會は小より大に及ぼすべし區會より縣會に及び縣會より國會に及ぼさざるべからずと漸進の實理を主唱し世上の譏詆を蒙りしも今日に至りて初めて青天白日に遇ふの思ひを成せり是れ此詔書の吾曹に取りて最も感喜に堪えず喜極て涙下るを覚えざる所なり」（東京日々新聞、明治八年四月十四日）、と言つてゐるのである。彼は漸進主義を取り、立憲主義を取るものであるから、従つて頑迷なる保守主義に對立するものであることは言ふまでもない。即ち、福地は憲法制定の必要、然かも國史と國體に基いてこれを編纂すべきことを力説し、然るのちに國會を開くべきことを主張し、明治二十年を以て其の時期と考へたのである。即ち「立憲は帝統を萬世にし奉るゆえん」（明治八年八月廿三日）と考へ、「憲法制定においてはまづ第一に皇統を萬世無窮に奉體することを明記すること」（明治十二年三月十二日―卅日）を主張し、「憲法は上下をして矩を越えざらしむる途であつて、即ち國安の關鍵である」（明治十三年一月十三日）と説き、また「憲法なき國體は安全ならず」（同、五月廿九日、尙ほ（註三）参照）と確信して、其の憲法制定論を展開しつゞけたのである。

かかる主張は恰かも彼の主權論の基調をなしてゐるのであるが、其の背景をなすものは、多分に國民の自由民

權運動と國會開設運動であつた、と言はねばならぬであらう。而して、この運動は明治十三・四年の交に於て頂點に達し、そこに所謂私擬憲法簇出時代を招來したのであるが、私擬憲法の多くは民權論を骨子とするものであつて、フランス的傾向のものイギリス的傾向のもの等、種々ありし中に於て、ドイツ的傾向のものもあり、又政府側に立つ人々の述作にかゝるものもあつた。福地の「國憲意見」は即ち井上毅や山田顯義やロエスレルの私擬憲法とともに、民權論者に對立して政府側に立つ見解に屬するものである。且つそれは其の誰人よりも早く、すでに明治十四年の上期に於て東京日々新聞に公けにしたものであつて、國會開設運動に對する意味を含んでなされしものであると考へられる（註一）。

もちろん、それは憲法制定の要綱を列舉して註解を加へた彼一己の「意見」であつて、法文の體を成してゐないのみならず、未熟のものであり慎重を缺くものであり且つ拙速的のものであることは疑ひない。又必ずしも政府側の意を受けて書いたものと思はれ難いことは、彼が欽定主義でなく國定憲法論者（註二）であつた事によりても知られるのである。たゞ「吾曹今試に我建國の體に則り以て君臣同治の政を施くに緊要なりとする所見を臚列して大方の教を乞はん」と言つてゐる如く、これによりて彼は日本の歴史と國體（註三）に基いて君權的立憲主義を主張したものであると言はれ得よう。即ち、彼は其の綱領を「帝室・公法・政府・上院・下院・内閣大臣・司法・特法」となしてゐるが、伊藤・井上等の苦心にかゝる帝國憲法の草案に比して大いに見落りのするものであるにせよ、それが憲法草案起草者たちにとりて一の有力な資料となつたことは想像し得るのである（福地の「國憲意見」に對しては東京横濱毎日新聞が技術的な批評をした）。翌十五年に書かれた井上毅の「憲法私案」も同様に未熟のものたるを免れなかつたが、朝に在つてその事に専念する地位を恵まれ得たる井上の私案は、のち鍊磨に鍊磨を重ねてゐつたのに反し、彼の「國憲意見」は惠念の機會に恵まれずしてそれ以上の發展を見なかつた事は止む

を得ない事であつたと言はねばならない。然し、井上が朝に在つて伊藤を扶けたと同一の役割の一端を福地は野に在つて演じたのであると言ふことが出来よう。然し、彼のこの野に在つての政府に對する援護は其の私擬憲法に於ても、其の憲法制定論に於ても、又其の國會開設尙早論に於ても、十分に本領を發揮したるものと言ふことはできない。たゞ、彼のかやうな本領は、まさに主權論争を勇敢になしつゞけた事に於てこそ、其の面目を示したものと言ふことができるのである。而して、それは、一つには、澎湃たる自由民權運動に對してなされた抗論の主なるものとして若し三者を擧げるならば、天賦人權説を駁撃した「人權新説」(十五年)に於ける加藤弘之、ルーソー流の革命主義を否定して穩健なる漸進の方途を示唆したボルク「政治論略」に於ける金子堅太郎とともに、主權在君説を提げて主權在民説及び主權在國會説に刀向つて孤軍奮闘した福地源一郎を數へねばならぬであらうからである。

(註一) 國會開設尙早論を唱へて來た福地は、要するに國會よりも先づ憲法の制定が先決問題であるとするのである。彼は「國憲意見」の緒言に於て次ぎの如く言つてゐる。曰く「國憲何ヲ以テ今日ニ制定セザルベカラザル乎、國憲制定セザレバ國會以テ興起スルヲ得ザレバナリ、未ダ國憲ヲ制定セズシテ先ヅ國會ヲ興起スルハ猶ホ柱石ヲ固メズシテ家屋ヲ築カントスルガ如シ」と。

(註二) 彼は國定憲法(協定憲法)のことを國約憲法と言つてゐるが、次ぎの如く主張してゐる。即ち「何ヲ以テ國約ヲ要スル乎、夫ノ帝勅憲法ノ如キ民議憲法ノ如キ俱ニ憲法ノ體要ヲ具備スルモノニ非ズ、唯國約ニシテ初テ上下ノ分定リ君臣ノ義明ニシテ以テ百世ニ渝ルコトナキノ大誓タルヲ以テナリ。此ノ大誓ハ我國ノ古訓ナリ」と言つてゐるのである(「國憲意見」緒言)。

(註三) 「國憲意見」の緒言に於て、彼は憲法の何たるかを説明せる際、國體と政體の文字を明瞭に使ひ分けてゐる。即ち次ぎの如し、曰く「憲法ハ根本大法ナリ、政事人事ニ關スル法律ノ因ツテ生ズル所ナリ。國體ヲ維持シ制度ヲ組織スルノ綱領ナルガ故ニ、凡ソ人民アリ政體アルノ國ニ於テハ、其君權獨裁ト共和政治ト君民同治トノ別ヲ論ゼズ、國アレバ則チ憲法ナカラザルベカラズ、憲法ナケレバ以テ其國體ヲ維持シ其ノ制度ヲ綱張スルコト能ハザルガ故ナリ」と。

四

福地及び彼の幕僚たちの主權在君論が、つぎつぎに發表せられるにいたつたのは、かくて明治十四年政變以後のことに屬するのである。

即ち、其の十月十二日、北海道官有物拂下が取消となり、また國會開設の大詔渙發せられるや、彼はこの詔を承けていたく感激し、其の従前唱へ來りし國定憲法説を一擲して欽定憲法主義（「新聞實歴」二〇八頁參照）をとり、以て漸進的立憲主義の信念を一層強く固めるにいたつたのであるが、また一面に於ては伊藤の指示を受けて、疾風怒濤の如き急進主義に對抗して主權在君説の使徒たらんことを期し、かくて其の目的のために日報社の組織をも改めるにいたつたのであつて、其の意氣込の如何に尋常ならざりしかを知ることが出来るのである。

彼はこれに就て、「余は原來忠孝主義の教育を幼少より受けて成業したる學人なり歴史上の觀察に養はれて、急激の革新を是とせざる論者なり、成童の頃よりして少く洋書を讀み早く海外に遊びたるにて大に自由改進の説を喜び盛に論議を上下したりと雖ども暴進と保守とは孰れか。急進と漸進とは孰れか。民主制と君主制とは孰れかと比較して問ひ來れば余は寧ろ保守漸進君主制を執るの政論者たりとは自らよく之を知る者なり。然るに世上の議論を聞き殊に諸新聞の皆概ね暴進急進を事として民主主義にのみ傾向するに會ひて悚然として懼れ思へらく斯の如くして其進行するに放任し是を矯直するもの無くは世論は非常に激烈なる民主主義に化せられて遂に明治廿三年に至らば立憲君主制の本色と柄鑿相容れざるの衝突を見るに及はんは必定なり今に當りて之を矯直するの任は余不敏なりと雖ども是に當らんと我力をも測らずして大膽にも此重任を負荷せんと決定したり、扱これを實行するには恃む所は東京日々新聞なれば其紙上を余が思ふ存分にする事の自由を得るが第一手段」（「新聞紙實歴」

二〇九頁)である。其の「組織を一變し凡そ日々新聞は實著なる漸進主義を確持し世論の風潮を顧みずして往進すべし其利益の増減多小は株主が決して問ふ所に非ずと株主總體の決議を成し其議論の操縦は舉て之を余に任せたりき」(同上、二二〇頁)、と言つてゐるのである。

かくて彼及び其の一黨は、十一月二日の東京日々紙上より、「皇極論」「民極論」(十一月七日)、「民極餘論」「主權論」(十五年一月十四日—十七日、筆者は岡本武雄)、「主權餘論」(一月十九日)、「主權辯妄」(一月二十四日—二十八日)、「續主權辯妄」(二月九日—十五日)、「主權考」(二月十七日、筆者は渡邊安積)、「主權論餘言」(二月二十四日)、「續主權論」(三月十八日)、「續主權考」(四月五日—十四日、筆者は渡邊安積)等の論策を續々として連載するにいたつたのである。かようにして、彼及び其の一黨の主權在君説は號々なる主權論争を捲き起こして展開せられることゝなつたのである。換言すれば、かくの如くして十四年の國會開説の大詔渙發を契機として、我が國の憲法論争は主權はいづこにあるかといふ主權論争に集中せられるにいたつたと言ふことができるのである。即ち、我が國の憲法論争は既述の如く、最初は國會開説是非と言ふ問題に結びついた自由民權論議として出發し、次で欽定憲法主義對國約憲法主義の論議に一轉したのであるが、最後に主權在君説對主權在國會説(又は主權は君主と人民との間にあるとなす説又は主權は國土にあるとする説又は主權は國家にあるとする説)及び主權在民説の主權論争となつたのである。主權在民説が萬世一系的君主國體を強化しつゝあつた當時の我が國に生起したことは一應不審視さるべき事であるが、かゝるものが一面とうとうとして一つの勢をなしていた歐化主義の一現象として外來思想殊にフランス思想の直輸入として現れたということは寧ろ自然とも考へられるであらう。然かもそれは、諸種の主權在國會説(又は主權は君主と人民との間にあるとする説)がイギリス思想の影響を受けて歴倒的に存在してゐたことゝともに、歴史的事實として注目すべきことゝ言はねばならぬであらう。既述の如く

福地は憲法定論に於ては、國定主義を持してゐたのである。然るに十四年以降更めて欽定主義をとり、また明確なる主權在君説を振りかざしてドイツ的保守的傾向を持するものとして知られるにいたつたのであるが、彼は元來イギリス語及びフランス語系の學者でドイツ語を解せざるものであつたことは、恰かも憲法草案起草者たちもまた同然であつたのと軌を一にするものである、と言ふべきであらう。

彼は例へば「皇極論」に於て「君主はその國民を統御するの大權を有し給ふを以てその君臨し給ふなりと申すこと立憲政體に於ては一定不動の大則なり」と言ひ、又「君位は神聖なり君主の御身は犯し奉るべからずと申すこと君主國體の第一義なり」と説き、更に「大政みな君主の御意に決す一法一律たりとも君主の御意に背き若しくは勅許なくして之を實施することを得ずと申すこと、これ亦君主國の一大義なり」と論じ、更に又「民極論」に於ては、君主政に於ける議會の意義及び限界を論じて、君主主義的制限的議會政治の要を陳述してゐるのであるが、凡そかくの如き論法を以て主權在君説を主張したのである。また「主權論」(明治十五年一月十四日—十七日)及「主權餘論」(一月十九日)に於ては主權の意義から論じ始めて君主國の主權は必ず君主に在ること、自由なる君主國イギリスに於てもその主權の君主に在ること、然かも民意の尊重がこれによつて害はれざることを論理的に説いてるのである。殊に彼の重點を置いた點は立憲君主主義の強調であつて、立憲君主主義が獨裁君主主義と異つてゐるといふ主張であつた。然るに福地の主權在君説に對して、猛烈に反對論が湧き起つた。即ち先づ、「東京横濱毎日新聞」を牙城とする肥塚龍・沼間守一・島田三郎等の論客は、立憲政に於ける主權は君主を含む國會にありと唱へてこれに對抗した。又東大の學生であつた山田喜之助・岡山兼吉・高田早苗・山田一郎・市島謙吉等が「主權論」を著して國會主權説を援護し、成島柳北・末廣鐵腸の「朝野新聞」矢野龍溪・藤田茂吉・犬養毅・尾崎行雄等の蟠居せし「郵便報知新聞」はまた主權は君民の間にありと主張したが、これらの人々

は改進黨の意見を形成するものであつた。但し右のうち、末廣は自由黨の幹部であつた。また「輿論新誌」は極端なる主權在民説を唱へるにいたつたのである。かくの如く、主權論争も亦一面に於ては黨派的論争たるほかはなかつたのであるが、主權在民説の旗色は流石に不振であり、主權在國會説の改進黨は最も活氣旺盛した觀があつた。かくて、改進黨の主權論は十五年末には小野梓の主權在國土説となつて現れ、のちに主權在國家説として發展するにいたつた。然るに、自由黨の植木枝盛はすでに早く高知新聞の十五年三月二十三日より五月十二日にわたつて明確なる主權在國家説を展開してゐたのである。

右のほかにも主權論は「曙新聞」「國友雜誌」「新聞叢論社」「東京經濟雜誌」「東京輿論新誌」「茨城日々新聞」「土佐太陽新聞」等々に現れたが、西園寺公望・中江兆民の「東洋自由新聞」や丸山作樂の「明治日報」、また水野寅次郎の「東洋新報」等に論ぜられることがなかつた事は不思議と言へば言へよう。とにかく、種々の形で主權在君説反對の主權論が簇出したことは、この時代の一つの特色であるが、改進黨の一流流たる嚶鳴社などでも草間時福の出題で「君主ニ特赦權ヲ與フルノ可否」が討議せられ、發題者以外では青木匡・角田眞平はこれに賛成し、志摩萬次郎・高梨哲四郎・肥塚龍・田口卯吉・沼間守一は反對論者であり、「此類の事は外にも澤山あつた」(吉野作造「自由民權時代の主權論」(新舊時代、第二年第六冊)参照)といふ、それは時代であつたのだ。これに就て尾佐竹博士は「今から見ると甚だ不都合のやうであるが、これは何も在民論だからといつて共和黨でも共產主義でもない。これは今の思想で言へば、いよいよ議會が開かれたならば、政治の推進力は何れにあるかといふ問題で、これを簡単な翻譯語を使つたため主權在民論主權議會論といふやうな表面上途方もない議論になつたので、素朴にして單純な政界の状況であつたのである」(尾佐竹猛「日本憲政史の研究」三四五頁)と言はれてゐるのである。

かくの如く、それは大正の末葉から昭和の初めにかけて現れし共産黨の積極的な天皇制打倒の主張の如きものとは、もとより大いに異つていと申すべきである。然しまたのちには、共産黨以外に於ても積極的に主權在民説をなすものが出づるにいたり、今日ではすでに主權在民主義の日本國憲法が制定せられたのであるから、當時の主權在民説は今日の主權在民主義憲法の先驅をなしたものである。

五

以下、福地等の主權在君説に對立して主張せられたる主權論の若干を概見することにする。

(一) 先づ東京横濱毎日新聞の主權在國會説を見ることにする。

それは最初は主權在正理説を唱へた。即ち、「主權ノ所在如何」(十四年十一月九日)なる社説に於ては次ぎの如く述べられてゐる。即ち古來、主權に就ては「主權ヲ以テ一人ニ存ストスル者、曰主權ヲ以テ萬人ニ存ストスル者、曰主權ヲ一人ニ存セズ又萬人ニモ存セズ主權ハ正理ヲ以テ已ノ宿所トスル者トノ説ヲ立ツル者」の三種の説があるが、第一の主權在君説は君主をして威權に驕らしめる者であつて天意に反するものであり、第二の主權在民説は「人民ノ情欲千變萬化」であつて、爲めに「天下恐ラクハ一日ノ安ヲ得」ざらしめるものである。「故ニ主權ハ人民ノ專有ニアラス、亦君主ノ專有ニアラス、獨リ此主權ヲ掌握スル者ハ正理ト云ヘル一種ノ無形物ヨリ外ナラザルナリ。」とする第三説を以て、正しいと言はなければならぬ、と論じてゐる。

然るに、のちに發表された其の「讀日報記者主權論」(十五年一月十八日—二十四日)と題する社説に於ては、主權が君主と代議院とより成立する國會にあるとなすにいたつたのである。この社説は東京日々新聞の社説の批評に重點を置いてゐるのであるが、東京日々新聞の當談社説は福地の執筆せしものではなく、その筆者は岡本武

雄であつた。即ち、この東京日々新聞の社説が主權の本體は君主にありとなせるに對して、東京横濱毎日新聞は君主は大統領と同様に行政權を掌握するにすぎずして、主權は法律を制定する最高の權力にあると主張するウォルトン及びブラックストーンの説を支持しこれに依據するのである。かくして、法律制定權力は共和國に於ては「國民ノ中ニ住居シ、獨裁國ナレハ君主ノ家ニ住居シ、立憲君主國ナレバ君主ト代議院トニヨリ成立ツ所ノ國會ノ中ニ住居ス」と言ひ、例へば英國の君主が國家國法を隨意に變更し得ないのは正に其の證據である、と言ふのである。要するに、東京日々新聞の主權在君説は各國政府の相異に着眼せず、また君主の特權及行政權を主權と混同するところより由來するのであると論じて、以て立憲君主國の主權が君主にあるに非ずして、國會にあることを辯じてゐるのである（明治文化全集、自由民權篇、主權論纂、三一二頁以下及三二二頁以下参照）。

尙ほ、東京横濱毎日新聞に於ては、右のほか、のちに「關邪論」（十五年一月三十一日—二月七日）「主權餘論」（十五年三月十六日—十八日）「第二關邪論」（答日報記者）（十五年三月十九日）「立憲帝政黨綱領ヲ讀ミ併セテ日報記者ニ問フ」（十五年三月二十四日）等の如き論説が發表されて、同一の主張が繰返し行はれた。

(二) 次ぎに、小野梓の率ゆる東大の學生たちの主權論であるが、それは東京横濱毎日新聞の社説に酷似してゐる。而して、彼等の「主權論」は明治十五年六月、傍木哲次郎編輯として出版されたが、同年一、二月の交り討議講究せられしものであつた。それは第一章主權ノ本體ヲ明ニス 第二章政體ノ區別ヲ論ス 第三章英國主權所在ヲ論ス 第四章主權ノ沿革ヲ敘ス 第五章政體ト政治ノ關係ヲ論ズの五章より成つてゐる。彼等は「一社會ニアリテ至強至尊ノ權力ナカラサルヘカラス」として此の權力を主權であると名づけ、「主權トハ一國爲政ノ大權ニシテ左ノ諸件ヲ備具スルコトヲ要ス 一全國普及 二恒久永續 三單獨唯一 四最高政權 五所在確定」と定義し、主權の力は分つべきも主權の體はこれを分ち得ないとする。

彼等は主權の所在によりて政體の區別を生ずるとなし、君主政體・寡人乃至貴族政體・少數共治政體・共和政體及び立憲政體を分類し、主權が國王、上院議員及び下院議員選舉者ナル三異性質ノ階級人ヲ以テ組織セル一大集合體ニ存スルモノ」(三五頁)を立憲政體なりとするのであつて、政體一元論をとつてゐることが知られる。又彼等は主權道理にありとする説、主權輿論にありとする説、主權國人全體にありとする説を以て「主權ノ何タルヲ知ラサル者ノ放言ナリ」(四〇頁)、と喝破してゐる。

彼等は更に第三章「英國主權所在ヲ論ス」に於て凡そ立憲政體の主權の所在に就て日報記者は主權君主にありとなし、東京横濱毎日新聞記者は主權君主を含めての議會にありとするのに對し、主權は君主・上院及下院議員選舉者にありとする彼等の立場の妥當なることを論じ、主權在國會説に贊意を表しつゝ大いに他説を論難する。蓋し彼等は君主政體と立憲政體を峻別するが故に、凡そ君主をいたたく立憲政體となれば、そは國人に參政權を認むる君民共治であつて主權は君主になくて君主と上院議員と下院議員と選舉者に在りとするのである。要するに、それは主權在國會説の變形であると言ふことができよう。

尙ほ、嚶鳴社の機關雜誌である「東京輿論新誌」に於ては、丸山名政・大岡育造等によつて、同似の主張がなされたのであつた。

(三) 朝野新聞の社説「日報記者ノ妄説ヲ駁ス」(二月十九日)は主權在國會説を展開したものでなく、單に東京日々新聞の主權在君説を、それが「普天王土率土王臣ノ大則ハ歐洲立憲國ノ通義ナリト稱スル」側面に就て、オースチンの説に據りつゝ反駁せるものにほかならない。たゞ、その論旨の全體より推して、主權在國家説を基調とするものであることが知られるのである。

それは次の如く結論してゐる。曰く「之ヲ要スルニ、率土王臣ハ一國ノ人民ヲ舉ゲテ國王ノ奴隸トナラシムル

ノ謂ニシテ、憲法ヲ以テ主權者ト服從者トノ關係ヲ定ムルノ所爲ニ異ナリ。普天王土ト謂ヘバ國民ハ尺地寸壤ヲモ有スル能ハズシテ、與奪ノ權ハ一ニ君主ノ意見ニ任セザル可カラズ。夫レ此ノ如クナレバ何ゾ社會ノ幸福ヲ保守スルヲ望ム可ケンヤ。日報記者ノ如キハ名ニ眩シテ實ヲ忘レ、空認ヲ以テ事實ト爲シ、君臣ノ關係、土地ノ權利ハ古今異同アルヲ辯ゼザルニヨリ其誤謬を生ゼシニ外ナラザルナリ。抑々日報記者ハ普天王土王臣ノ通義ナルヲ以テ主權ノ君主ニ在ルヲ證シ、其認メテ通義トナス所ノ全ク事實ニ背違スルヲ見レバ、其議論ノ基礎トスル所ノ極メテ不完全ナルヲ知ルニ足レリ」(明治文化全集、自由民權篇、主權論纂(三三七頁以下)参照)。

尙ほ右のほか、同紙の主權論として、「日報記者ニ告グ」(十五年二月十八日)「主權果シテ孰レニ在ル」(十五年二月二十五日—三月七日)等の社説があつた。

(四) 郵便報知新聞の社説「主權論」(十五年二月二十七日—三月四日)も朝野新聞及び東京横濱毎日新聞の社説と同趣旨の説をなすものであるが、主としてトッド及びブラックストーンの説に據り、又自由主義の立場に立つことを明言し、且又問題を立憲政體に於て主權は何處に存するかに限定し、更に「英吉利帝國ニ現行スル種類ノ立憲政體」に再限定してゐる。然しイギリスの立憲君主政を問題として我が國の主權を論ずるといふ態度は他の論者とすこしも變らない。

とにかく報知新聞はイギリスの立憲君主政を理想のものと觀じ、「列國帝王政治ノ中ニ就テ英國ノ立憲政體ノ如ク帝室ノ尊榮ヲ保ツノ邦國アルヲ見ザレバナリ。英國ノ立憲政體ノ如ク人民ノ自由ヲ充分ニ享有スルノ邦國アルヲ見ザレバナリ」と言ひ、我が國もかゝる「英國立憲政體ニ則ランコトヲ冀望」してゐるのである。そして、それは主權の本質を問題として、「余輩ノ所謂主權ナル者ハ則爲政、最上權即一國政治ヲ主宰スル實權(即チスウプレーム・ポリチカール・パウル・オフ・ステートヲ指スコトヲ明言)し、それは「立法行政ノ湊合セル最上權」

であつて「立法ノ最上權」に非ず「行政ノ最上權」に非ず、又「皇權（即「ローヤル・プレロガチーブ」或はソ
ベレエンター）でもなく、トツドの所謂「スウプレーム・ポリチカル・パウル」又はブラツクストーンの「ス
ウプレーム・マジストラシー」であると言ふのである。而して、報知新聞はかゝる主權は專制國に於ては皇權即
ち君主の爲政權であるが、立憲國の英國に於ては君民の間にある、即ち「完全ナル立憲政體ニ於テ、皇權ニ異ナ
ル主權ノ所在ヲ説明スルトキハ、明ニ君民ノ間ニ存スト云ハザル可ラズ」と論斷してゐるのである。主權を實權
と見る彼に従へば、君主は主權の代表者にすぎないのであり、「君主獨リ主權ヲ專有スルコト能ハズト雖、猶ホ
君主ハ行政ノ最上權ト立法權ノ一部分トヲ掌有シテ非常ノ盛權ヲ保持シ、且ツ外ニ對シテハ全國人民ヲ代表シ、
内ニ在ツテハ政府ノ全體ヲ代表スル至貴至尊ノ高位ニ立ツモノナルガ故ニ、立君國ニ於ケル人民ハ飽ク迄モ之ヲ
愛敬シ尊崇シテ、其寶祚ノ無窮ナランコトヲ冀望スベキ者ナリ」となすのである。

要するに、報知新聞の主權論は、主權は國家最高の政權であつて、その所在は君民の間にありとするのである
から、東京横濱毎日新聞等の主權在國會説よりもより一層主權在國家説の體裁を整備するにいたつてゐると言ふ
ことができるであらう。然し、未だそれも主權は國家に在りとは明確に言つてゐないことは言ふまでもない。

右のほか、同紙の主張した主權論として「主權後論」（十五年三月六日—八日）がある。

（五）主權在國會説はやがて小野梓の主權在國土説及び植木枝盛の主權在國家説に發展するにいたつた事は前
述の如くであるが、小野梓の主權在國土説に就ては別稿で述べている（拙稿「小野梓の憲法立法論」參照）の
で、こゝでは省略することにして、たゞ植木枝盛の主權在國家説のみをかゝげることにする。

植木は其の「國家主權論」に於て、東京横濱毎日新聞・朝野新聞・東京日々新聞・郵便報知新聞等の主權論を
鋭く批判しつゝ、自らの主權論を展開してゐるが、先づ第一章に於て主權の意義を明らかにし、第二章に於て主

權の所屬を論じ、第三章に於て主權の作用に及び、第四章に於て主權の限界を説いてゐるのである。

即ち彼に従へば「國家ノ主權トハ之ヲ國家ノ最上權トモ云フヘク、其國家ノ起ルニ陋テ生シ、其國家ニ伴テ存シ、乃チ其國家ノ始卒ヲ爲スベク乃チ其國家ヲ知ルベク乃チ其國家ヲ前後シ、乃チ其國家ヲ左右シ、全ク其國家ヲ處置シ、全ク其國家ヲ主宰シ得ルノソノ元權也、而シテ彼ノ立法ノ權也、若クハ宣戰講話訂盟條約ノ權也若クハ立法行政ノ湊合セルモノ也、是皆主權ノ作用ニ係ルノミ主權ニハ非サル也、殊ニ之ヲ譬ヘハ主權ハ猶ホ羽ト云フカ如ク、而シテ立法也、行政等ハ猶ホ飛フト云フカ如シ、夫レ羽ハ飛フト云フコトニ就テ云ハ、其飛フト云フモノ、本體也、而シ飛フト云フコトハ是レ羽ノ作用也、是ヲ以テ彼ノ立法ノ權也、行政ノ權等ヲ指シテ直ニ之ヲ主權也ト云フハ飛フト云フコトヲ指シテ羽也ト云フカ如シ、豈ニ可ナランヤ、夫レ羽ハ素ヨリ飛フト云フコトヲ得ルモノ也、或ハ飛フト云フコトアルヘシ、然リト雖モ飛フト云フコトハ只其飛フ時ニ即シテ稱スル所ニ係リテ飛ハサル時ハ之ヲ飛フトハ爲ヘカラサル也而メ羽ハ則然ラス、羽ハ元ト本體也、故ニ飛フ時モ亦羽也、飛ハサル時モ亦羽也、彼ノ政令ハ主權ノ作用也、故ニ政令ハ其政令ヲ發スル時ニ即シテ稱スル所タルノミ政令ヲ發セサルトキハ政令アリトハ云フヘカラサル也、然リト雖主權ハ政令等ヲ發スル本體也、故ニ主權ハ政令ヲ發スルトキモ主權也、政令ヲ發セサル時モ主權也、故ニ國家ニ於テ立法ノ權ヲ持シ、行政ノ權ヲ持スル等ハ是レヲ主權ノ適用中ノ一部ヲ司ルモノト云フベシ、主權ノ屬スル所ノモノ也ト云フヘカラサル也、主權ハ則何ノ政體ノ國ナリト雖モ皆必其全國家即チ其社會ヲ組織スル全體ニ屬セスト云フコトハナキ也、故ニ國家ノ主權ハ其國家タル本分ニ悖戾スルコトナク、其國家タル義務ニ抵觸スルコトナキ以上ハ復タ制限スル所アルコトナク、何等ノ爲スヘカラサルコトナシト雖モソノ國家ノ本分ニ悖戾シ、ソノ國家ノ義務ニ抵觸スルコトハ之ヲ主權ノ在ル所ナリトハ云フヘカラサル也、蓋シ主權モ亦其國人民ノ自由權利ヲ保固シ、其本國ノ權利ヲ守護スルト云フコトノ範圍ヲ出ルコト能ハサルモノト謂

フヘシ矣」と。

其の主權在國家説たることは極めて明瞭であつて、彼は主權在民説を採るものではなかつたのである。即ち、彼は他のところで次ぎの如く述べてゐるのである。曰く主權は「獨立社會ノ成ルト與ニ生スルモノニシテ獨立社會ノ在ルニ隨テ存スルコトヲ得、獨立社會ノ滅スルト與ニ亡スルモノ也、故ニ主權ハ只其國家ト形影ヲ相爲スモノニシテ國家アレハ則主權モ亦アラサルハナク國家ナケレハ則主權モ亦アルコトナキ也、故ニ主權ハ其本眞ニ國家全體ニ屬スト云フヘキモノニシテコソ國家ノ主權ナレ、之ヲ其本眞ニ國家全體ニ屬セサルト云フヘキモノナレハ是レ國家ノ主權ト稱スヘキ所以ソモノニハアラサル也、故ニ主權ハ其共和政治タルヲ問ハス其專制政治タルヲ問ハス其立君定律政治タルヲ問ハス凡ソ何ノ政體ノ邦國タルニ關ハラズ必スヤ其國家ニ屬セサルハ莫キ也即チ其社會ヲ組織シ在ル所ノ全體ニ附著シ在ラサルハ莫キ也」と。

(六) 次ぎに、主權在民説を主張した輿論新誌の社説「主權概論」は次ぎの如くに其の所論を展開しているのである。

即ち、それは主權論に主權在君説、主權在民説及び主權在正理説があるが、皆非である。就中「主權ハ君主一人ニ在リト云フノ説ニ至リテハ非理ノ最モ甚シキ者ニシテ、毫モ其論據トスル所ナシ。而シテ他ノ二説ハ則稍之ト異ナル所アリテ、一ハ根據ヲ社會ハ人民ノ合約ナリト云フニ取り、一ハ社會ハ正理ニ據ラザル可ラズト云フヲ以テ根據トス。故ニ余輩ハ第一説即主權ハ一人ニ在リトノ説ハ「唯是レ暴言ノミ」ノ一語ヲ以テ擯斥シ、敢テ多言ヲ費ササル可シ」となし、又主權は人民にあるとする第二説は社會民約説を根據とするが、然し社會は合約によりて成りたるものでないから従つてそれは成立することができないと言ひ、更に主權は正理にありとする第三説も正理ナル者ハ空々漠々タル無形ノ性」であり、「眞ノ正理ナル者ハ決シテ不完全ナル人間ニ知ル可キ」もの

ではないから、成立し得ないとするのである。

かくの如く、輿論新誌は主權在君説も主權在民説も主權在正理説をも斥けるのであるが、然し自説を述べるに當つては、一種の主權在民説を展開してゐるのである。たゞそれは社會契約説的主權在民論でないだけである。

曰「余輩ノ説ヲ約言スレバ、即社會ハ人民ノ合約ニ成ルヲ以テ主權人民ニ在リトノ説ト其歸結ヲ同ウシテ前提ヲ異ニスル者ナリ。故ニ彼ノ論者ト同一ノ歸結ヲ爲シ、主權ハ則人民ニ在リト斷言スル者ナリ」と。然らば、其の前提は如何と言ふに、社會は人間の本性上自然に組成せられるものである、故に人間は社會を作ると言ふよりも社會の中に生れるものである。然るに人間の中にはこの社會の平和を紊るものがあるから、その處置が必要になつてくるが、この處置をなす權即ち主權はその社會自體であると言はねばならない。而して社會は人民の聚つて成すところであるから、この主權は社會即ち人民に在るといふことになる。即ち「主權ハ即一國ヲ支配スルノ權ナリ。一國ヲ支配スルノ權ハ即一國ノ平和ヲ處置スルノ權ナリ。平和ヲ處置スルノ權ハ則是レ斯權ナリ。斯權既ニ社會人民ニ在リ、主權焉ゾ社會人民ニ在ラサルヲ得ンヤ。故ニ曰ク主權人民ニ在リト」。このように言ふてゐるのである。

而して、主權在民は君主政に於ても貴族政に於ても然りであつて、君主や政府は「社會人民ニ代ツテ主權ヲ正用スルノ具」であり、「社會ノ必要ニ由ツテ成リ社會ノ主權ヲ司ル者」である。故ニ各國主權ハ政府ニ在ルカ如キモ、是レ決シテ政府ノ所有ニ非ズ「人民ノ政府ヲ建テ、之ヲ司ラシムル者ナリ」と喝破する。更に論じすゝんで、主權在正理説も畢竟は主權在民説に歸着すべきものなりとするのである（明治文化全集、自由民權篇、主權論纂、三一三頁以下）。

要するに、論者は、凡そ社會即ち國家があれば主權が必隨し、主權は國家の政治形態の如何に拘らず必ず人民

に在るとなすのであつて、それは實に徹底した主權在民說であると言わねばならない。

(七) 茨城日々新聞(一月三十一日、二月十三日)の主權論も主權在民說をとるものであつたが、これは輿論新誌の主張の如くに徹底したるものではなかつた。該主權論の筆者は大津淳一部であつた(箕田亭編纂「主權論第一冊」一八九頁以下参照)。

六

すでに前述の如く、かくの如き主權在民說や主權在國家說が現れて、福地の主權在君說に立向つたことは、彼にとりては實に驚異であつた。

即ち、福地はこの驚異と其の所說の確信とを後に回想して次ぎの如く述べてゐるのである。曰く「余は當初よりして君主國の主權は、其獨裁政治たると立憲政治たるとに論なく主權は常に君主に在りと信じたれば偶々主權問題の起れるに當りて此說を公にし世論は之に異議なかるべしと思ひたりしに何ぞ計らんや我東京府下の諸新聞紙は筆を走らせ文を重ねて盡く余が所見を攻撃して數日ならずして幾と皆敵たるの狀勢を呈したり。余は……：此主權論の敵多かりしには實に愕然の想を爲したりき。是れ畢竟此般の問題に付きて我日本帝國に於ては決して異議の起るべき道理あるべからずと深く信じたる事全く豫期に反して意外に出たるが故なりき。而して反對論の主說たる曰く立憲國の主權は議院に在り曰く主權は君主と議院の間に在り曰く主權は萬能力にして制限を受くるものに非ず曰く君主國の一部を分有するに止まるものなりと其の言ふ所は各々見るところを異にしたりと雖も要するに主權在君說は獨裁の事なり立憲の事に非ざるなりといふに至りては其意を同くして以て交々余が所說を論駁し粉塵になさんと欲する迄の勢に至りき。然れども余は此主權在君說に於ては初より深く心に信じ斯の如く

ならざれば我帝國の安全を不窮に謀る可らずと思ひ込たるが故に巍然として論難の衝に當りしか扱外邦政治學者の所説如何と諸書を閲して以て我説の應援を求めたるに残念なるかな余が平素敬服の心を置たる英米諸大家の説は概皆余が所説に異なりて却て反對の論述のみなれば燭を以て晨に繼ぎて旁羅せる書籍は全く余に利あらずして空く敵の兵器彈藥たりき。余も是に至りて頗る落膽して色を失ひたり、外には勁敵合縦して頻に迫り内には軍師參謀みな余に背きて款を敵に通したるなれば此上は兎を脱て論敵の陣門に降參するか但しは彈盡き刀折れて戰死するか二者其一を撰ばざるを得ざる迄に陥つたりき。あはれ余が獨逸文を讀得たらんには彼國大家の議論に余と同説の名論をも見出して敵を論倒するの材料にも爲さんものと思ひたれども其詮なし。依て知己の諸氏に就て獨逸大家の所説は主權論に關して如何なるやと質問したれども誰ありて明瞭なる説明を與へる程の人なかりければ余は纒かに渡邊安積・關直彦兩氏を友とし零細の材料を英米の書中より蒐集して専ら防戰の具に供したれば今日より回顧すれば、余が論據の當初に薄弱なりしは敢て怪しむに足らざるなり。此時に當りてや余が學友は往々余を目するに執拗を以てし或は余に説くに謬説を悔悟すべしと勸むるも又或は余が知己にして謬見に固着するを諫めたるものありしと雖も、余は飽くまで深く心に信ずる所あれば、假令此爲には東京日々新聞の愛讀者を失ひて廢刊するに至る迄も余が筆舌の存せん限りは此論を止むる事能はずと拒絶して更に進みて苦戰したりき」(「新聞紙實歷」と。

かくの如く、福地の苦戰であり孤軍奮闘ではあつたが、其の意氣はまことに盛んであつて論戰は寧ろ振つたと言ふべきであらう。この論争に於て彼の助手を勤めた渡邊安積は關直彦の紹介によりて彼の陣營に謀將となつた者であるが、渡邊の論鋒は殊に鋭く殆んど反對論を薙ぎ倒してしまつたと三宅雪嶺博士は言つてゐる。又彼等のほかに、岡本武雄・東大生の三崎龜之助・穂積八束等が主權在君説を唱へていた。明治十四年當時には又平田

東助譯ブルンチュリの「國家論」が出版されてをり、十五年には加藤弘之の「人權新説」が出版されてゐた。もとより「人權新説」は主權論のものではなく、又理論として脆弱なものであるが、民權論者の論難の的となつた點ではこれにまさるものはなかつたのである（拙著「加藤弘之の國家思想」参照）。それは別として、福地を中心とする當時の主權在君説は決して理論的に無力なものではなかつたと言ふことができよう。

かくて福地等の主權在君論の筆陣は愈々盛んとなつた。例へば、彼は東京横濱毎日新聞の「讀日報記者主權論」と題する社説を論駁せんがために草した「主權辨妄」に於て、東京横濱毎日新聞の主張たる主權在國會説の誤謬として主權を立法權に限定せる事及び君權を主權より區別せる事を論難するとともに、我が國體の世界無比なる事を説き、我が國に於ける主權が君主にあることを論じてゐるのであるが、その中で彼は次ぎの如く言つてゐる。

曰く「我日本ノ國體ハ歐洲ノ國體ニ異ナリ。……我日本ノ主權ハ人代ノ初メヨリシテ常ニ帝室ノ有シ給フ所タルヤ太ダ分明ナリ。」神代に於ても然りし如く、「神武天皇ノ橿原宮ニ都ヲ定メテ我國ヲ知ロシ召シテヨリ、御代ノ數ハ百廿一帝、年ノ數ハ二千五百四十二年ノ今日マデ、曾テ國民ノ手ニ主權ヲ掌握セシ事跡モ無ケレバ、又曾テ國民ノ掌握スル主權ヲ帝室ニ取上ゲラレシ事跡モアラザルナリ。是レ歷史上ニ於テ争フ可ラザルノ實證」である。従つて「又帝室ニ取上ゲラレシ主權ヲバ回復セントテ、國民ヨリ之ヲ帝室ニ請願シ若シクハ強迫セシ事跡アルカト問ハンニ、是亦更ニ其事跡アルヲ見」ない。たゞ中世武門に主權の移つた異例があるが、それは主權在民となつたものではない。「之ニ反シ、主權ノ帝室ニ有セラルベキハ、前ニモ云ヘル如ク、我國ノ事跡ニ於テ國體ノ原則トナリタレバコソ、諸侯伯其力ヲ併セテ幕府ニ迫リ、幕府ヲシテ帝室ニ返上セシメタリ。太政返上、王政復古即是ナリ。亞イデ諸侯伯ハ舉ゲテ其封土版籍ヲ帝室ニ奉還シ、其領地ニ行ハル、ノ主權ヲ返上シタリ。是洵ニ今時ノコトニシテ益々我國體ノ主權ハ聖天子ノ掌握アラセ給フコトヲ明ラカニセル確證ナリ。毎日記者ト雖

モマサカニ此確證ヲ實跡ヨリ消滅セシムルコトヲ得ザルベキナリ」と論じ、更にすすんで「歐洲ニ於テハ民主ノ實跡先ヅ創始ノ時ニ現ハレタレバ民主常ニ其國體ノ精神トハ成リ來ル者ナレドモ、我邦ハ全ク之ニ反シ君主ノ實跡早クモ人ノ代ノ前ヨリ行ハレタルヲ以テ、君主常ニ我國體ノ精神トナリテ今日ニ傳ハリ、曾テ之ヲ變更セシコトアラザルナリ。是レ實ニ我國體ノ萬國ニ冠絶シ、世界ニ其比ナシト費バル、所以ナリ。然ルニ、此國體ハ事跡ニ據リテ定マルノ實理ヲ度外ニ置キ、徒ニ歐洲ノ風俗制度ヲ是レ喜ビ、剩サヘ歐洲ニ於テモ想像ノ妄見タル民約説ヲ祖述シ、主權ヲ聖天子ノ御手ヨリ奪ヒ取り奉ルニ非ザレバ立憲帝政ノ詮ナシト迄ニ思フ者ハ、嘗ニ我國體ヲ知ラザルノミナラス、併セテ立憲帝政ハ内政有限ノ君主專制ニシテ即帝政國ナリト云フコトヲ覺ラザルガ故ニ非ズヤ」と説き、またこの内政有限による主權の一部割當も自制であるから主權の人民への轉移ではない、憲法所定の大權にしても「我聖天子ノ大權ハ帝室ノ固有權」であり「大統領ノ大權ハ憲法ノ割與權」で「固有の權」ではない、故に「主權ハ君民ノ間ニアリト云ヒ、甚シキハ國民ニ在リト云ヒテ以テ帝政國ノ原據ヲ堙滅セシメント欲スルハ、其我皇國ヲシテ君ナキノ共和合衆國タラシメント欲スルニ異ナラズ。豈ニ悚然トシテ恐レザルヲ得ンヤ」と言つてゐるのである(明治文化全集、自由民權篇、主權論纂、三二九頁以下参照)。

中世武家の政權壟斷を以て主權武家に在つたと見ることは賛成し難いが、歴史的實證的に我が國の主權の所在を明らかに天皇に求めたるは、主權在民論者や主權在國會論者の一般的抽象論と大いに趣きを異にしてゐるところである、と言ふべきである。然し、かゝる理論が當時の智識階級には賛成を獲ち得ず、ために福地は孤軍奮闘を余儀なからしられたのである。

然るに、彼は毫も屈することなく、一方に「立憲帝政黨」を創立して口に筆にその所説を「男子の膽を以て」(註)なし續けた。かゝるうちに彼は極めて明瞭に國體と政體との別を説くにいたつたのである。即ち彼は十五年末に

なつて、独自の我が國體を論じたる際「我が國の國體といふことは苟くもわが日本帝國の臣民たらんものは皆これを知るべき筈なのに往々これを誤り甚しきに至つては外國の學論に泥み外國の實例に眩みて政體即國體なりわが國に於ても政體を外にして別に國體あるべき様なしと妄想し憚りなく之を言論に恣にする者もあるが如し、もつての外の議なりといふべし。またわが古典古史をのみ講究するをもつて古道なりとし、この古道は今日にも行はるべしと存する者流は、守舊に固着して政治の進歩すべきを知らざれば、國體即ち政體なり、我が國に於ては國體を外にして別に政體あるべきやうなしと執拗し時勢をも辨へずして既に今日に慷慨する者なきに非ず、これまた口惜しき事なりといふべし、抑々わが日本帝國において國體と申すは政體をいふにはあらず、政體は時勢の進運と共に進動すべき性質なれども、國體は確乎として億萬歳を経ても變動すべき者に非ざるなり。左れば國體は不動的にして政體は進動的なるをもつてその間に密着の關係あるも體要の別あるを知らざる可らず……憲法は法律の根元大本といふが如し國體は政體の根本大軸といふべき歟」云々と痛論してゐるのである。これによつて明らかなる如く、彼はこの頃——伊藤博文や伊東已代治等が獨塊に憲法制度を取調べつゝあつたときに——すでに國體と政體の區別を明確に把握してゐたことが知られるのである。これ彼がその著の「新聞紙實歴」に於て「我國の憲法制定せられて國家の大權は天皇陛下の總攬し玉へる所と明白に相成り一語半句の異論の天下に聞えざるものは是豈余が當初の主權論が全勝を制したるの實を示せるものに非ずや。余は此主權論に關しては聊か世に面目あるを覺ゆるなり」と言つてゐる所以である。

然しながらこの事に關して尾佐竹博士は、伊東已代治の福地源一郎に對する「知識的物質的の援助が如何に多かつたかといふことは世間に知られてゐないが、憲政史上の逸聞である」と言はれてをり（尾佐竹猛「日本憲政史の研究」三四六頁参照）、又明治十四年末に現れた金子堅太郎譯、ボルク「政治論略」が自由民權論者の主權在民

説等の反對説に對する極めて有爲の武器であつたことは金子自らの語るところでもある（金子堅太郎「憲法制定と歐米人の評論」参照）。然しながら、伊東已代治は國體と政體とを區別せざる政體一元論者であつたし、金子の「政治論略」は國體・政體の語を未だ用ひてゐない、彼が佐々木高行や伊藤博文に具體的に國體論を講釋したのは明治十七年になつてからのことである（拙稿「憲法草案起草者たるの國家思想」参照）。然し、ルソ一の民約論を攻撃したバルクの「佛國革命反響論」「新舊の改進黨に訴ふ」を抄譯したこの「政治論略」は出版・普及等について大いに政府の（内務卿山田顯義等の）援護を受けて自由民權論の勢力範圍を次第に狭める結果をもたらしたのであつた。即ち、尾佐竹博士は「民間には民約論が熟讀せらるるに對して、官界には「政治論略」が讀まれた」（尾佐竹、前掲書参照）。又「政府方面において自己の理論的典據として仰いだ文獻はこれ以外にはなかつた」と言ひ、以て「明治初期の政治思想界における勃爾等（エドモンド・バーク）の影響」を評價されているのである。かくて多くの反「政治論略」の中に主權在國家論者植木枝盛の「勃爾等ヲ殺ス」なる反駁が「土陽新聞」に連載され掲載禁止となるや次で「高知新聞」に現れた。これは在野の意見を代表して鋭く「政治論略」に迫るのであつたが、植木は更に既述の如き内容の「國家主權論」を書いて主權在國家主義を主張したのであるが、これ又掲載禁止となり、政府の言論壓迫はこの頃拍車を加へて甚はだしくなつたのである。

然るに、主權在君説は福地等の努力にもかゝらず國民の輿論となるにいたらず、大體に於て主權在國家説が支配的であつたといふことができよう。さきに述べた小野梓の「國憲汎論」（明治十五年—十八年）のうちに展開せられてゐる主權在國土論は即ち理論的にこの立場を最もよくまとめたものである（拙稿「小野梓の憲法立法論」参照）。

かくて主權論は自由黨・改進黨・帝政黨の黨派的論争として帝國憲法制定のときを以ていたるまで持續したのであ

つて、帝國憲法制定の年の前後に於ても尙ほ伊藤博文等がとくに主權在君説を力説しなければならなかつたのである。伊藤等の主權在君説に就ては私は別のところに於て論述した（拙稿「憲法起草者たちの國家思想」参照）が、福地の主權説は要するに其の前驅をなすものであつたと言ふことができよう。而してまた學界に於ては學生のときにすでに主權在君説を唱へた穗積八束博士がその代表的な理論家となつて、後年の福地を想はせるが如き國體論をその著書のうちに展開するにいたつたのである。而して、この對立者は有賀長雄博士であつた（拙稿「穗積八束博士の國家にかんする思想」「有賀長雄博士の國家學」「文獻的に見たる憲法學史の一齣」等参照）。憲法の制定によつて主權の所在は極めて明確に宣言せられしに拘はらず、かくの如く尙ほ依然として主權論争が繼續したが、さすがに主權在民説は大正の末葉から昭和の初めにかけて一部の陣營から本格的に唱導せられるにいたるまでは其のあとを絶つたかに見へたのである。

（註）指原安三「明治政史」は帝政論派の缺點を認めるにも拘らず次ぎの如くに評價してゐるのである。曰く「當時の風潮は大抵民權自由の説に傾き、其の末流の徒に至つては公然王室の尊嚴を犯すものあり、其の未だ斯る粗暴に至らざる者と雖も、國體論又は忠君論を禁物となしたり。當時民間の政論家たるもの、誰か敢て明かに日本帝國の國體を公言するものあらんや。若し偶々之あるも猶ほ日本の舊慣を辯護することを憚り、僅かに英國の例を藉り、以て西洋風の勤王論を口にのみ。此の時に當つて左右前後一も憚る所なく、斷然起つて而して萬世不易の國體を論じ、王權論を主張し、以て欽定憲法論を唱導し、進んで而して夫の民權熱に清涼劑を注ぎしものは獨り帝政論派なり。實に男子の膽ありと謂ふべし」（「明治政史」）。

参考文献

本文に引用したるものゝほか左の如し

川邊眞藏「福地櫻痴」

福地源一郎「懷往時談」「新聞紙實歴」

「大日本人名辭書」

福地櫻痴と主權論争

福地櫻痴と主權論争

- 「廿一大先覺者記者傳」
德富猪一郎「蘇峰自傳」「第一人物隨錄」「我が交友錄」「蘇峰文選」
「春汀全集」第二卷
指原安三「明治政史」
柳田泉「懷往事談」解説
丸山正彦「丸山作樂傳」
淺野晃「明治の精神」
尾佐竹猛「日本憲政史の研究」「日本憲政史大綱」下卷
淺井清「英國議會制度の日本憲政史に及ぼせる影響」
明治文化全集、自由民權論、主權論纂
箕田亭編纂「主權論第一冊」
小野秀雄「日本新聞發達史」
吉野作造「自由民權時代の主權論」(「新舊時代」第二年第六册)
早川四郎「明治十五六年頃の主權論」(「明治文化研究」第四卷第七號)
鈴木安藏「明治十三、四年當時の民間憲法草案並に十五年の主權論争記録」(「明治初年の立憲思想」)
「日本憲法學の生誕と發展」
三宅雪嶺「大學今昔譚」等